

台湾における日本産果実の流通消費実態調査

中央果実基金 海外果樹農業情報 No.105

平成21年度に当協会で財団法人日本交流協会台北事務所に委託して実施した本調査のうち「IV. 果実の生産／流通等に係る関係制度」部分を抜粋して掲載する。

1 台湾における食品衛生関係制度

(1) 食品衛生問題を巡る事情

食品安全問題は、国民が直接食べる食品の安全性の問題であることから、非常に身近な問題であり、国民の評価も厳しいものとなる。また、国民の理解を得やすいことから政治家のパフォーマンス材料となることが懸念される。3年前の上海ガニの残留動物用医薬品、2年前の米国産豚肉からの違法薬物検出、昨年の中国産乳製品へのメラミン混入など、ほぼ毎年のように問題が発生し、マスコミにも大きく取り上げられ、衛生担当大臣が引責辞任する事態も生じている。

今年も米国産牛肉の輸入を内臓や骨付き牛肉等に拡大する決定に対し、立法委員、マスコミが反対し、米国との間で決定した協議内容を立法院による法律改正という手段で変更せざるを得なくなった。最近になって、茶などの残留農薬問題も報道されており、マスコミの関心も高まりつつある。高価ではあるが高品質・安全がセールスポイントである日本産果物が残留農薬の問題を抱えていることはマイナスイメージとなることから、早急に対策を講じる必要がある。よって、残留農薬規制を中心に食品衛生に係る制度の状況を概観する。

食品衛生に係る輸入検査制度は、行政院衛生署が所管しているが、実際の水際検査作業

は経済部標準検査局に委託して実施している。しかし、2008年の中国産乳製品のメラミン混入問題に起因して、衛生署の管理体制も問われた。

そのため、衛生署の食品衛生を管理している食品衛生処と薬品の管理を行っている薬政処、食品や薬品の検査方法の開発・品質管理業務を所管している薬物食品検査局等が統合され、食品薬物管理局が成立し、2010年1月から業務を開始した。

現在は新体制への移行期であることから、水際検査はまだ経済部標準検査局が行っているが、今後、食品薬物管理局が直接検査を行う体制に移行していくこととしている。

(2) 残留農薬管理制度

食品衛生は、「食品衛生管理法」に基づいて管理されている。販売、輸入される食品に対して、中国語による正確な表示、鮮度、抗生物質の有無、食品添加物の有無、残留農薬の有無、遺伝子組み換えの有無などが検査されるが、輸入果実に関しては主に残留農薬の有無が問題となる。輸入される食品の検査に係る検疫官の抽出量、検査方法、違反時の措置等は「輸入食品検査弁法」に定められている。サンプリングされた検体の分析方法は、旧薬物食品検査局が公告した分析方法による。

残留農薬に関する具体的な規制内容（農薬名、作物名、許容量）については、「残留農薬安全許容量」に定められている。

「残留農薬安全許容量」では、①許容量が定められている農薬、②許容量の制限がない農薬、③使用を禁止する農薬のそれぞれが定め

られている。①の許容量を超えた場合、②の許容量が定められていない農薬または③の農薬が検体から検出された場合、許容量違反となり、返品もしくは焼却される。

当該農作物の残留農薬安全許容量は衛生署HPにて確認できる。

・衛生署食品情報ページ

<http://food.doh.gov.tw/foodnew/>

・残留農薬安全許容量（英語）

<http://food.doh.gov.tw/foodnew/MenuThird.aspx?LanguageType=2&SecondMenuID=5&ThirdMenuID=275>

・残留農薬安全許容量（中国語）

<http://food.doh.gov.tw/foodnew/MenuThird.aspx?LanguageType=1&SecondMenuID=5&ThirdMenuID=275>

農作物グループに設定されている許容量は、以下の分類表により確認できる。

付表 残留農薬安全許容量表における農作物の分類表

類別	農作物
1. 米類	水稻、陸稻など
2. 麦類	大麦、小麦、エン麦など
3. 雜穀類	トウモロコシ、コーリヤン、サツマイモなど
4. 乾豆類	大豆、落花生、緑豆、小豆、ベニバナなど
5. 包葉菜類	キャベツ、カリフラワー、包心白菜、ブロッコリー、結球レタス、半結球白菜、球茎キャベツ、包心カラシナ、大心カラシナなど
6. 小葉菜類	白菜、アブラナ、チンゲンサイ、カイラン、セロリ、アサガオナ、ほうれん草、レタス、春菊、ビート、ニンニク、ねぎ、ニラ、花ニラ、芽キャベツ、茎レタスなど
7. 根菜類	大根、ニンジン、生姜、玉ねぎ、ジャガイモ、タケノコ、アスパラガス、マコモ、サトイモなど
8. キノコ類	しいたけ、マッシュルーム、ふくろたけ、えのきだけ、きくらげなど
9. 果菜類	トマト、ナス、パプリカ、トウガラシ、カンゾウなど
10. ウリ類	キュウリ、ミニキュウリ、ニガウリ、ヘチマ、トウガン、カボチャ、ユウガオ、ハヤトウリなど
11. 豆菜類	インゲン、エンドウ、枝豆、フジマメ、ササゲなど
12. メロン類	スイカ、メロンなど
13. 大漿果類	バナナ、パパイヤ、パインアップル、キーウィ、バンレイシ、ドラゴンフルーツ、パッションフルーツ、マンゴスチン、ドリアン、ランプータンなど

14. 小漿果類	ブドウ, イチゴ, ゴレイシ, レンブ, グアバなど
15. 核果類	マンゴー, リュウガン, レイシ, ビワ, ヤマモモなど
16. 梨類	リンゴ, 梨, 桃, スモモ, 梅, サクランボ, ナツメ, 柿など
17. 柑橘類	ミカン, レモン, 文旦, グレープフルーツなど
18. 茶類	茶葉など
19. サトウキビ類	サトウキビなど
20. 堅果類	ヤシ, アーモンド, クルミなど

残留農薬の分析方法は、衛生署公告で定められている。近年の分析技術の進歩に伴い、分析機器も高性能の機器が導入され始め、LC / MS / MS を使用した許容量未設定の農薬を含んだ一斉分析法が普及している。最近、残留農薬違反が多発している一因と考えられる。

残留農薬の分析は検体を前処理後、有機溶媒で抽出し、クリーンアップした後、機器分析に供される。台湾では桃などの大きな種がある果実を除き、皮ごと粉碎する。

それぞれの分析方法毎に、農薬の検出下限が定められている。許容量が定められていない農薬は、実質的に分析方法の検出下限が基準となる。

日本では使用可能で残留基準が設定されている農薬であっても、台湾では使用されておらず許容量が未設定の場合がある。そのため、日本の基準の範囲内の残留であっても、台湾の許容量に整合していなければ輸入できないこととなる。台湾ではインポートトランク制度が法制化されておらず、相手国だけで使用されている農薬であっても許容量を設定する場合には、台湾においても使用できるようにされなければならない。

台湾でも農薬を使用する可能性がある農薬は、農薬製造メーカーが農業委員会へ農薬登録を申請する。登録された農薬は自動的に当該作物の残留許容量が設定される。一方、メーカー以外が衛生署に直接許容量の設定を

申請する場合で、農薬登録がされない農薬においても、生産に農薬が使用されることを想定した使用者の安全、環境安全性が農業委員会・環境保護署の有識者会議においてリスク評価される必要がある。ただし、当該病虫害が台湾で発生していない、また当該作物が台湾で生産されていないなどその農薬が台湾で使用される可能性が無い場合は農業委員会、環境保護署のリスク評価は必要ない。

諸外国から衛生署に申請されている許容量設定申請件数は非常に多く、申請済みでリスク評価、手続き中の農薬と作物の組み合わせは1000件に上っている。衛生署も努力しており、最近ではほぼ毎月改訂・追加されているが、全て策定されるまでには10年程度係ることが予想されている。そのため、大量に輸入されている、実際にものが輸入されている、違反が多く緊急性を有するものを優先的に策定していくこととしている。

具体的手続きは、①台湾でも農薬が使用されることを前提に農薬の登録を行う場合と、②台湾で当該農薬を使用する予定が無く、「農薬残留安全許容量」の設定だけを求める場合とでは異なる。①の場合には、農薬管理法に従い、農業委員会へ農薬メーカーが登録を申請する。②の場合には、衛生署へ残留物の化学的性質、毒性試験データ、申請国における農薬登録状況及び使用状況、申請国の MRL (最大残留基準値) を提出することで審査が開始される。

(3) 輸入検査制度

輸入食品の水際検査は前述のとおり、経済部標準検験局が実施している。食品薬物管理局設置に伴う組織再編により、標準検験局を行っている食品の水際検査も食品薬物管理局へ移行することとしており、2011年当初から新体制で行うこととしている。

輸入検査に係る手続き法は、従来衛生署が定めた「輸入食品検査弁法」に基づき、品目毎に標準検験局が作業要點を定めていたが、衛生署が定めた「輸入食品検査作業要点」に集約された。

一般の商品のロット抜き取り検査の抽出率は2~5%であるが、違反により抽出率が上

がり強化ロット検査になると20~50%、強化ロット検査で違反が生じると全ロット検査となる。上がった抽出率は、連続5ロット違反が無く、前回ロットの3倍量となった場合には、一段階下げられる。

また、同一国家の同一品目で6ヶ月以内に3回違反が見つかった場合には、改善計画及び予防措置について説明資料の提出が求められる。この説明資料の支持が得られなかった場合、また期限内に提出できなかった場合、期限内に再度違反が見つかった場合は検査申請の受理を一次停止すなわち輸入禁止することができるとされている。